

川崎市病院局規程第22号

川崎市病院局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程
を次のように定める。

令和8年3月31日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

川崎市病院局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する
規程

川崎市病院局会計年度任用職員の給与等に関する規程（令和2年川崎市病院局規程第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項第1号中「2,500円」を「6,818円」に改め、同項第2号中「会計年度任用職員の」を「自動車等の使用距離の」に改め、同号ア中「自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が」及び「である会計年度任用職員」を削り、同号イからシまでの規定中「使用距離が」及び「である会計年度任用職員」を削り、同号ス中「使用距離が」を削り、「60キロメートル以上である職員」を「60キロメートル以上65キロメートル未満」に改め、同号に次のように加える。

セ	片道65キロメートル以上70キロメートル未満	1,918円
ソ	片道70キロメートル以上75キロメートル未満	2,077円
タ	片道75キロメートル以上80キロメートル未満	2,236円
チ	片道80キロメートル以上85キロメートル未満	2,395円
ツ	片道85キロメートル以上90キロメートル未満	2,554円
テ	片道90キロメートル以上95キロメートル未満	2,709円
ト	片道95キロメートル以上100キロメートル未満	2,863円
ナ	片道100キロメートル以上	3,018円

第6条第3項第3号ア中「2,500円」を「6,818円」に改める。

第8条第3項中「、9、14及び16」を削る。

第17第1項第1号中「100分の113.5」を「100分の112.25」に、「100分の121」を「100分の119.75」に改め、同項第2号中「100分の106」を「100分の104.75」に改め、同項第3号中「100分の100」を「100分の98.75」に改める。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。